

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札（郵送入札）を行うので公告する。

なお、当該入札において本業務を受託した場合、長崎県内の公立学校情報機器整備事業における PC 端末調達案件を受託すること、およびその受託者から再委託を受けることはできないものとする。ここでいう事業者の範囲は、グループ会社、関係会社、出資先のほか、公立学校情報機器整備事業における PC 端末調達案件に関連する事業につき受託者との契約関係を有する一切の事業者を含むものとする。

令和 7 年 6 月 19 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

長崎県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託に関する競争入札の参加者の資格等（告示）（令和 7 年 6 月 19 日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は別に指定する入札書（様式第 4 号）及び入札用封筒（様式第 5 号）に必要事項を記載して、記名押印のうえ、(8) に定める方法により提出すること。この場合、代理人による提出は認められないこと。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は 3 回を限度とする。3 回までに落札者が決定しない場合、令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、総合評価点が最も高い者で見積を行う場合がある。
- (6) 当該契約に関する事務を担当する部署の名称等
名称 長崎県教育庁義務教育課（総務企画班）
住所 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
電話 095-894-3372（直通）（FAX）095-894-3474
- (7) 技術提案書の提出期限及び場所
期限 令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時まで
場所 (6) の部署に、持参又は郵送（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により、提出期限内必着のこと）により提出すること。
- (8) 入札書の提出期限及び場所
期限 令和 7 年 7 月 28 日（月） 17 時まで
場所 第 1 回入札書は、(6) の部署に、郵送（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により、提出期限内必着のこと）により提出すること。なお、入札書は、代理人による入札は認められない。また、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延理由を調査し、開札を延期することもある。

(9) 開札の期日及び場所

期日 令和7年7月29日(火) 10時00分

場所 長崎県庁行政棟7階701会議室

(10) 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に(6)の部署へ確認すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から令和7年7月2日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時

場所 3の(6)の部署とする。また、県のホームページから入手することもできる。

5 契約条項を示す場所

3の(6)の部署

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から開札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合

8 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

また、(6)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(技術提案書を提出しなかった者及び技術提案書が不合格となった者が入札したときを含む)。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかであ

る者が入札したとき。

(9) 入札者が入札条件に違反したとき

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 入札者ではなく代理人が入札したとき。

(17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(19) 内封筒に、入札物件名の記載がないとき。

(20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 技術点は、基礎点100点と加算点100点の合計200点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。

(3) 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

(5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

(6) 開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。開札に立ち会う入札者がいない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち合いのもと、開札を行う。

(7) 期限までに提出された全ての入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、改めて別日に再度の入札を行う。再度の入札書の提出期限及び開札日等は第1回目の入札の結果と併せて通知する。

10 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

11 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

(3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令及び財務規則の定めるところによる。

(4) その他、詳細は入札説明書による。